

えびの市体育施設指定管理候補者選定委員会の審査結果について

えびの市教育委員会 社会教育課

令和8年10月21日の指定管理候補者選定委員会にて、選定基準に基づいて審査を行い、以下のとおり指定管理者の候補者を選定しました。

1 施設の概要

名 称	えびの市体育施設
所 在 地	えびの市大字島内2044 王子原運動公園 他12施設
施設の設置目的	地域住民の健康増進並びに市民の体育の向上及びスポーツの振興を図るため、地方自治法244条の2第1項の規定に基づき設置された施設である。

2 指定管理者公募の概要

募 集 期 間	令和8年8月19日～令和8年9月25日
指定管理者が行う業務等	(1) 施設等の運営に関する業務 (2) 施設等の維持管理に関する業務 (3) スポーツ推進に関すること。 (4) 自主事業に関すること。 (5) 市及び教育委員会等が実施する事業への協力に関すること。 (6) 避難所開設等に関すること。 (7) 利用者の安全確保に関すること。 (8) その他体育施設の管理運営に関すること。
指定管理者の選定基準	(1) 市民の平等利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。 (2) 施設の効用を最大限に発揮するものであること。 (3) 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (4) 施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込み (5) その他、施設の設置目的を達成するために必要な事項
指 定 期 間	令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

3 審査方法及び選定委員会等

審 査 方 法	<ul style="list-style-type: none">・提出された申請書等について、市が募集要項に示した資格要件の適否を審査する・えびの市体育施設指定管理候補者選定委員会を設置し、選定委員会において、プレゼンテーション、ヒアリングを実施し、選定基準に基づき申請内容を総合的に判断し、指定管理候補者としての妥当性を審査する。 <p>(1) 指定管理候補者選定委員7名が、審査表により採点する。(選定</p>
---------	--

	<p>委員 1 名 1 0 0 点満点×7 名＝合計 1 0 0 点満点)</p> <p>(2) 配点ごとの評価基準</p> <p>それぞれの審査項目ごとの配点に基づき、採点を行う。</p> <table><tr><th>評価 レベル</th><th>配点に対 する乗率</th><th>評価レベルの考え方</th></tr><tr><td>5</td><td>100%</td><td>特に優れている（市が求める水準を大きく上回っている。）</td></tr><tr><td>4</td><td>80%</td><td>優れている（市が求める水準を上回っている。）</td></tr><tr><td>3</td><td>60%</td><td>標準・普通（市が求める水準は満たしている。）</td></tr><tr><td>2</td><td>40%</td><td>多少不十分（市が求める水準を下回っている。）</td></tr><tr><td>1</td><td>20%</td><td>不十分（市が求める水準を大きく下回っている。）</td></tr><tr><td>0</td><td>0%</td><td>劣っている（能力がほとんど認められず、管理させることに不安がある。）</td></tr></table> <p>・選定委員会委員の合計得点が評価点満点（7 0 0 点）の 6 割（4 2 0 点）以上の得点を有し、選定委員会委員が承認した団体を候補者として選定する。</p>	評価 レベル	配点に対 する乗率	評価レベルの考え方	5	100%	特に優れている（市が求める水準を大きく上回っている。）	4	80%	優れている（市が求める水準を上回っている。）	3	60%	標準・普通（市が求める水準は満たしている。）	2	40%	多少不十分（市が求める水準を下回っている。）	1	20%	不十分（市が求める水準を大きく下回っている。）	0	0%	劣っている（能力がほとんど認められず、管理させることに不安がある。）
評価 レベル	配点に対 する乗率	評価レベルの考え方																				
5	100%	特に優れている（市が求める水準を大きく上回っている。）																				
4	80%	優れている（市が求める水準を上回っている。）																				
3	60%	標準・普通（市が求める水準は満たしている。）																				
2	40%	多少不十分（市が求める水準を下回っている。）																				
1	20%	不十分（市が求める水準を大きく下回っている。）																				
0	0%	劣っている（能力がほとんど認められず、管理させることに不安がある。）																				
指定管理候補 者選定委員会	<p>委員長 えびの市教育委員</p> <p>委員 外部の有識者（税理士）</p> <p>教育委員会が適当と認める者</p> <p>教育委員会が適当と認める者</p> <p>教育委員会が適当と認める者</p> <p>教育委員会が適当と認める者</p> <p>教育委員会が適当と認める者</p>																					
審査項目及び 配点	<p>・市民の平等利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。（2 0 点）</p> <p>・施設の効用を最大限に発揮するものであること。（3 0 点）</p> <p>・施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること（2 0 点）</p> <p>・施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。（2 0 点）</p> <p>・その他、施設の設置目的を達成するために必要な事項（1 0 点）</p> <p>合計 1 0 0 点</p>																					

4 審査結果等

申請者数	1 者
------	-----

審査結果		書類審査、プレゼンテーション、ヒアリングを実施し、総合的な評価を行った。 総合評価の採点結果は、次のとおり えびの市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（５０１点）
選定結果	指定管理候補者	えびの市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
	選定理由	選定委員会の審査の結果、選定委員の合計得点が選定基準としている４２０点以上を超えており、体育施設の運営におけるこれまでの管理実績や経験を活かし安定した管理運営体制であるとともに、施設の点検保守等による適切な維持管理、利用者へのアンケート等要望・意見を積極的に聴取し改善につなげ利用者満足度の向上を図るなど、施設の効用を最大限に発揮できる点が評価されたため、選定に至ったものである。

【採点】

応募事業者	基本選定基準	配点	採点							得点
			委員①	委員②	委員③	委員④	委員⑤	委員⑥	委員⑦	
えびの市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	市民の平等利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。	20	13	13	15	12	12	15	16	96
	施設の効用を最大限に発揮するものであること。	30	26	20	20	19	19	23	23	150
	施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	20	15	15	14	13	14	15	18	104
	施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。	20	17	15	14	12	15	14	17	104
	その他、施設の設置目的を達成するために必要な事項	10	6	9	6	6	6	6	8	47
	合 計	100	77	72	69	62	66	73	82	501